

## 奈良家庭裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成19年7月9日(月) 13:30~16:40

### 2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 荒井敦子, 井戸田博史, 内野典英, 片岡勝行, 橋本紹尚, 馬場秀司, 原育史, 福井英之, 深田桂子, 前田順司, 丸山毅, 安田順恵

(ゲスト) 北川奈良少年院長

(事務局) 柳沢首席家裁調査官, 柴田首席書記官, 三村次席家裁調査官, 應治事務局次長, 山田事務局次長, 角間地裁総務課長

### 4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局等)

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介等
- (3) 委員長代理の指名
- (4) 意見交換(テーマ:再非行防止のための有効な処遇を目指して)

□ それでは, 本日の意見交換のテーマ「再非行防止のための有効な処遇を目指して」を選んだ趣旨を首席家裁調査官から説明してください。

● 前回は, 「子どものいる夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」というテーマで家事事件のいわゆる面接交渉について意見交換をしていただきました。今回は, 家庭裁判所が担当する事件のうち, 少年事件について取り上げてみました。

ところで, 内閣府が実施した「社会意識に関する世論調査」の結果によりますと, 悪い方向に向かっている分野として「治安」を選択した者の比率が最も高くなっています。相変わらず「体感治安」の悪さが指摘されていますし, 今後の刑事政策の在り方として, ①有効な再非行防止対策の確立, ②地域社会における犯罪抑止力の再生, ③犯罪被害者等の権利の保護等の3点が指摘されているところです。そこで今回は, 再非行防止のための有効な処遇を目指してというテーマを設定しました。まず, 教育的な方法を取り入れながら処分を下す裁判所及び処遇機関である少年院が, 今, どう取り組んでいるのか, 今後どう取り組もうとしているのかについて御紹介したいと思います。時間的な制約もありますし, 概要しかお伝えできませんが, イメージをとらえていただいた上で, 各委員からのご意見をちょうだいし, 今後の参考にさせていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

□ まず, 裁判所から少年事件の保護的措置, 被害者配慮制度等について説明をさせていただきます。

※ 裁判所から少年事件の保護的措置、被害者配慮制度等について説明

- 奈良少年院から奈良少年院における保護者に対する働きかけの現状について説明をお願いします。

※ 北川奈良少年院長から説明

- 今までの説明の中で、疑問点があれば質問してください。
- 終局処分として保護処分や児童相談所送致、不処分などがあるが、その違いを説明されたい。
- 非常に大雑把ではありますが、決定を段階的にとらえますと、終局決定として、審判不開始、不処分、保護観察、少年院送致というのがあります。判断基準は、非行性等です。必ずしも非行の回数によるわけではありませんが、少年が抱えている問題がどの程度深刻なのか、どの程度非行性が進行しているか、さらには、少年の資質や家庭環境を十分に調べた上で、再犯の危険性等を検討して、処分が下されます。不処分と審判不開始とは、結果的には寛大な処分に類しますが、不処分の方は審判が開始され、審判不開始は開始されないという手続の上での違いがあります。不処分の審判過程について説明しますと、裁判官は、あらかじめ捜査機関が作成した記録、家庭裁判所調査官が作成した少年調査票等の書類を精査した上で審判に臨み、審判廷において、少年及び保護者に直接質問し、さらには、助言や訓戒等を行った上で、結果的には保護処分に付することができない、あるいは、保護観察などの保護処分に付する必要があると判断した場合、不処分の決定を下すこととなります。審判不開始は、その審判すら開かれなくて終局するというものです。
- 保護処分には、保護観察、児童自立支援施設又は養護施設送致、少年院送致があります。少年院送致になれば、家庭から引き離されて、施設に収容され矯正教育を受けることとなります。保護観察は、施設に収容されることなく、家庭等での生活を続ける中で、保護観察官又は保護司から指導監督、補導援護を受けながら非行から立ち直るといった社会内処遇です。その処遇は、保護観察所に委ねられます。
- 児童自立支援施設と児童養護施設の違いは何か。
- 児童養護施設とは、保護者のない児童、虐待されている児童、家庭環境上養護を必要とする児童を入所させ、養護・支援する施設です。児童自立支援施設とは、不良行為がある、又はそのおそれがある児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援する施設です。奈良県下の児童自立支援施設として、精華学園という施設があります。児童養護施設は、県下で6箇所あります。
- 一般的には、非行の問題はあまりないが、家庭環境に問題があり、親が育てられないような場合に児童養護施設送致になり、非行、不良行為が問題になっている児童が、児童自立支援施設送致になっています。
- 少年事件は平成15年までは少子化などにかかわらず事件数が増加してきたが、平成15年からは統計的には減少傾向にある。ところが、再非行率、累犯率というのはかなり上がっている。「体感治安」という言葉がある。これは少年だけでなく、

大人の治安がよくなったかどうかというのを国民としてどう体感しているかという問題であるが、少年の非行に関して皆さんが現実的にどういうふうな感じを抱かれていますか。学校・家庭の少年に対する教育機能というものを、またその現状についてどういうふうに認識をされているかお聞きしたい。それと、果たして家庭裁判所、それから少年院等において再非行防止のための有益な処遇がなされているのかどうかというふうに皆さんがお感じになっているかどうか。再非行率が高いというのは家庭裁判所の処分が甘過ぎるのではないかとか、家庭裁判所が処分をしても保護処分とか少年院の処遇がうまく機能してないのではないかとというような認識をお持ちなのか、「いや、こういうことを考えてやればもっと少年に対するインパクトがあっていい保護的措置になるんじゃないか」というようなアイデアがあればお聞きをしたい。それが一つの大きな柱です。

もう一つは、今、被害者に対する対策、被害者配慮制度ということがかなり言われている。ご承知のとおり、刑事裁判では、一定の要件のもと、被害者が手続に参加し、法廷で意見を述べることができるという法律が成立したが、少年審判でも同じような措置が必要なのではないかという意見もあるし、「いや、少年審判に対してはそれはちょっと問題ではないか」という意見もある。その辺について皆さんのご見解をお聞きしたい。

○ 少年院でいろんなワークショップをされているが、最近のIT関係の訓練等は採り入れられていないのか。

● 平成4年か5年ころに全国の施設にパソコンが導入され、当時はCAI学習と言って、ワープロの勉強をして機器に慣れるというように、特に中学生とか年少少年にはIT関係の訓練をしてきた歴史がある。今は、できるだけ多くの少年にパソコンに触れさせ、パソコンでいろんな学習をさせるようにしているので、そういう機会がかなり増えてきている。

奈良少年院には、収容者によって、それぞれ目標とすべき課題があるので、IT関係の訓練に多くの時間を割いてやらせるという状況にはない。ただ、一方で就労支援教育の充実が求められてきている。今はまさにコンピューターの時代になっており、ハローワークで仕事を求めるにせよ、いろいろところでパソコンの使用が基本になっていることから、できるだけ馴染んでもらい、そして機能も含めていろんなことを習熟してもらうことに、できるだけ努めていく方向にある。

○ 少年院での職業補導として農園芸、窯業、溶接、木工があるが、社会の経済構造で第3次産業が70%を超えているという時代に、刑務所のやり方を見て同じように疑問に感じたことでもあるが、このような職業補導の内容では、時代に遅れている点があるのではないか。もう一つ、学歴構成を見せていただいたときに中卒の者が数字的には60%を超えているが、新聞によると、中学校を卒業していても、学力は小学校3年くらいしかないということであった。65人ぐらいの収容に対して47人のスタッフがおられるということなので、長期間にわたって密度の高いものができるのではないか。IT関連では、能力の高い者が多いとのことであったが、そういう能力の高い者が非常に多いのかどうか。むしろ基礎的なことからやらなければならないのではないか。

- 農業の関係については、よく言われることである。今ごろこんなところで畑をつくったり草花をつくって一体何になるのか。出てからの仕事と関係ないだろうと言われるが、まず、人間にとって何が一番大切かを考えるべきである。「心の豊かな」とか「人への思いやり」ということが一般的によく言われる。今は、「情操」という言葉があまり使われなくなってきたが、畑仕事、野菜づくりは、心の豊かさを養っていく、人への気持ち、あるいはよく言う達成感、満足感、充実感あるいは感動、そういったものを味わうことができ、それを実感できる。農園芸は、心の豊かさを養うには大変有効であり、必要でもある。今の時代、就職を考えると必要はないと言うのは、表層的すぎるのではないかと感じられ、おそらくは、ほとんどの少年院の職員も同じように感じていると思う。今では死語になっているが、「土に親しみ、汗して働く」、これが人間としての一つの大切なものではないだろうか。これがまた、時代遅れと言われることもあるわけだが、体験させることの意味は大きいと思われる。少年が少年院で生活していて何がよかったかと言えば、その中にはこのようなことをしたということが、大変貴重な経験・体験になり、今後、少年が第二の人生を歩んでいくための大きな基礎素材、素地づくりになっているのではないかとと思われる。

もう一つの学力の問題については、今に始まったことでもない。昭和の時代から、「少年院に送致される少年の学力はいかに」ということで、年齢は15、16歳、あるいは中学生であっても、小学1年から5年ぐらいまでの学力しかない、基礎学力不足が深刻と言われてきている。この状況は、今も全く変わっていない。ところが、現代の青少年は、携帯電話を本当に手品のごとく使える。算数・数学ができなくても、パソコンに関しては、ブラインドタッチで操作できる能力があるわけで、潜在能力は備わっており、学習すればいくらかでもそれが発揮できるということに注目しなければならない。そういうものを伸ばしてやると同時に、学年が、高校1年、中学3年あるいは高校2年であっても、基礎学力が備わっていないという問題では、例えば、小学校の4年ぐらいのレベルで終わっている者であれば、まず、その小学校4年までの基礎を徹底して教えて、そしてその上の段階に進ませる、そのことが大変大切だと思う。奈良少年院では、中学3年生であっても中学3年の勉強はさせていない。英語で言えばABC、アルファベットすら読めない少年、算数で言えば、分数計算ができない少年がたくさんいる。そこで、彼らが勉強についていけなくなった大きな一つの要因である分数の計算ができるようにする、それを徹底して繰り返しやらせる、そういう教育をやってきている。やはり基礎・基本の徹底というのが少年の教育の大きな大事な柱ではないかと思っている。

- 農業関係のことは私も重要だと思う。生命を感じるためには大変重要なもので、むしろこれは職業訓練の方ではなく、全員にさせるべき生活指導の方に入るべきものと感じる。
- 私は聴覚障害と、それから視覚障害の子どもとかかわっているが、聾の子どもたちに日本語を教えるのがとても難しいということを実感している。同じ「本」と書きながら「ぼん」と読むときと「ぼん」と読むときと「ほん」と読むときがある。これは教えずして耳に入ってくるが、聾の子どもにとってはそれが入らない。そう

すると、このときに「ほん」と読むのか「ぼん」と読むのか「ぼん」と読むのかということが分からないので、日本語を教えてもなかなか文章にならない。それで、教師の指導の仕方をずっと聞いていると、七夕会のときに彦星について、「彦星、牛、畑耕す」と教えており、織り姫については、「織り姫、機をする、きれいな着物をつくる」と、教えている。一方、盲学校に行くと「昔、昔」というふうに入っていく。この対照的な指導方法を目の当たりにして、全般的に見て、今の子どもたちが低学力だと言われるが、これは、教育の入り方の問題と、教師の指導力の不足に起因していると思っている。

教室の中に発達障害、軽度の発達障害のお子さんもいるという現実がある。知的には全然問題はないが、授業中の読み聞かせのときに、どこを読んでいるかわからなくてうろうろしてしまい、そのために身に付かなくなってしまう、授業がおもしろくないからと、教室を飛び出していくというような子どもも増えている。基礎学力が身に付いていないために、高校は出ているが、学力は小学生レベルであるという人がいる。40人の授業の中で、実際には何割の子がこの1時間の中でマスターしなければならないものを習得できたのだろうか、そういう視点を今の先生たちがきちっと押さえながら1時間ずつ終わっているのだろうか。先生方は毎日の雑用が忙しくて、そこの最後の詰めができないまま終わっているのではないだろうかと思ったりする。

以前は、親が「ごあいさつしましょう」、「それはしたらだめですよ」、「これは熱いですよ」と一つ一つ教えていた。近所のおじさんから「こらっ」と言って怒られることもあった。このようなことが今では少なくなっている。近所のおじさんは見て見ぬふりをするようになって、地域の教育力が落ちている。お母さんは自分の時間が大切だし、お父さんは仕事が忙しい、ということで家庭教育もおろそかになっている。このように家庭と地域の教育力が低下している中で、学校は親から「こんなしつけ、先生、学校でしてくれよ」と言われる。そこのひずみがどんどん深まってきているように思う。

- 思春期のときには、人に対して、地域に対して、物事に対しての愛着が薄らいだときに犯罪を何となく起こしてしまうという空白の時期がありがちなものである。その空白の時期を埋めるのは、「ぬくもり」を幼少のときに経験しているかということが大切な要素になる。「ぬくもり」とはいったい何かと言うと、例えば、「見てごらん、芽が出たよ」という高石ともやの歌にあるように、種を植えて芽が出てきたときの喜びとか、春夏秋冬にいろいろな行程を経て、苦労を重ねてようやくできた米をいただいたときの喜びであり、生まれてくるもの、育つものへの慈しみと喜びだと思ふ。それがあって、植物に対して、生き物に対して、人に対しての「ぬくもり」になるのではないかと思ふ。

「ぬくもり」を授かるのは、もちろん家族からで、地域にも大きな「ぬくもり」があったはずである。地域のおじちゃんやおばちゃんから注意されたりほめられたりした、その「ぬくもり」が薄れてしまっている。今の子どもたちに地域の「ぬくもり」があればと思ふ。少年院での木彫の話があったが、それが売れたときはすごい喜びだったと思ふ。しかし、作った大根やカボチャを「おいしかったよ」と直接言

ってもらえることと、先生を通して「おいしかったと言ってはったよ」と間接的に聞くのとでは大きな違いがある。本当の「ぬくもり」というのは、間接的ではなく直接的なものだと思う。「ぬくもり」が直接的というのが重要なポイントだと思っている。音楽を通して「ぬくもり」を少しでも経験していると、音楽のすばらしさによって、心がいやされる、涙を流せ、勇気づけられるというような感じる力が非常に大きくなっていく。命のはぐくみの大切さ、ぬくもり、愛着などが詰まった曲がたくさんあるので、音楽療法が少年の感性を育て、立ち直りに役立つのではないかと考えている。

- いわゆる累犯率が上がっているということに対して何もしないで野放しにしているという批判があるという話があったが、おじさんの役割、「斜めの関係」と言われるが、それがまさしく今、家庭教師をやってくれている学生になる。その家庭教師は何人ぐらいいるのか。
- 約10人です。
- 10人では足りないのではないかと。もっとそのようなボランティアの方がふえていかないといけないと思う。再非行の処遇が甘いのではという意見に対して、私は甘いとは思わない。むしろ、その斜めの関係を充実させることが必要だと思う。それと、感動を与えることだと思う。音楽をやっているときの楽しみというのは音が合うというのが一番の喜びだと思うし、映画をみんなで見に行こうというのでもいい。よかったとか感動を与えることが子供たちの感性を育てていくと思う。想像力に乏しいというご意見があったけれども、むしろ社会が想像力をかき消すような要因をつくっている。子供たちの内在的な想像力は全く衰えていないと思う。むしろ、想像力が貧困だということに決めつけているのは大人の方ではないか。

人と人との出会いも感動ですし、いろんな機会が大切である。農業ももちろん大切であるし、例えば、ボーリングへ行って200以上のスコアを出したとか、そんなことで結構子供たちはワーワー言って喜ぶ。パソコンでもそうだが、できる子はそういうところに自信を持っている。現場の先生方や少年院も大変だと思うが、感動を与えるようにしていかないといけない。被害者への配慮の問題、どういう被害に遭ったかということも感性を育てるには重要だが、楽しいとかうれしいとか悲しい、それから悔しい、そういう感情の教育というのももっと取り入れていったらいいのではないかと。
- 試験観察になった中学生が少なく、昨年（平成18年）、学習指導を実施した少年の数は5人である。登録学生は10人ですべての学生が少なくとも、1年に1回、1少年を担当することを考えている。最初は2人でペアを組んでやってもらうやり方をして1年に1人ということを実現しようとしている。
- もう少し回数を増やせばどうか。
- 基礎学力が身につけてないことが非行の大きな要因になっているという話が出ていたが、その点では、家庭裁判所で大学生が勉強を教える学習指導はかなり役立っています。それはやはり試験観察に付されると、自分はやらなければいけないという気持ちになるからである。それともう一つは、学習指導は本人のわからなくなったところから勉強をやり直すからです。分数や割り算ができないならそこをきちっ

とやる、その子がわからなくなったところを1対1で親切に教えると、ぐうっとびっくりするくらいに伸びます。「落ちこぼれ」という言葉は適切な表現ではないと思う。学力が低い子らは学校で置いてきぼりを食らった子らです。学習指導というのは置いてきぼりになった非行少年にとっては非常に有益だと思っています。

- 保護者会を少年院でされているのは非常に有益だと感じた。特にグループワーク型ということで保護者同士が話し合う場を与えていることは有益であると思う。少年が非行を起こすのは、親との関係がうまくいってなくて疎外されていると感じるからだと思うし、逆に親からすると、子供は一体何を考えているのか、なぜこんな行動が出るのかわからないという部分がある。同じような子供たちがいる中で親が話し合う場が持てるということになると、「みんなもそういうふうになっているんだから自分もそういうふうに対処していくべきなんだ」とか「ああ、ここはこうやっていったらいいんだろうか」というように体験の交流ができ、お互いの自信になったり、あるいは教えてもらったりというようなことで連帯ができていって非常に有意義だと思う。家庭裁判所が行っている学習指導は非行少年にとって非常に有益だと思う。家庭裁判所が少年に手厚い保護的措置を施すには人手を要するので、友の会の方や、あるいは弁護士など、いろいろな人の協力を得るようにしたらどうか。補導委託などで体験し、感動するという機会をできるだけ持つということが少年にとっての一つの生きる希望になっていくと思う。そういう機会をぜひ増やしてやっていただきたい。
- 被害者配慮制度についてもご意見を伺いたい。
- 大変難しい。かなり再犯の占める割合が多いと思うが、このような時代の流れの中ではやはり被害者への配慮も必要と思う。また、最近、被害者の家族の精神的なショックがなかなかぬぐい切れないで、むしろ被害者の方が後に尾を引いているということが一般の事件でも多い。やはりこれからは若干この流れが必要ではないかと思う。
- やはり児童自立支援施設が少ない。奈良県下には18の児童施設があるが、その中に自立支援施設も児童養護施設も入っている。そういう全体18の施設で大体600人が利用している。今、児童養護施設への入所が非常に多くなっており、5カ所で大体300人ぐらい入っているが、定員オーバーの状況で、虐待なり、世間の経済とか離婚とか、いろんなことがあって利用する人が多くなっている。
- 再犯防止に関しては、グループワーク手法により本人の本音を吐露させることが行われているが、特に少年の場合は、家族も含めて本音をしゃべってもらうということが非常に重要なことで、再犯防止につながっていくと思う。ただ、これをうまくリードする人をどう確保していくのか、これが非常に問題である。
- 養護施設や自立支援施設で、何年か暮らして育っても、外の受け入れがない。一生懸命職員の方が指導してくださって更生していても、この後の出口からの受け入れ態勢がないのが非常に辛い。「先生、頑張ります」と言って出ていった子がまた戻ってこなければならぬ状況をつくっているのはやはり社会ではないか。地域社会の受け入れ、就職にしても、この厳しい中で切られていってしまう、十分に理解してもらえない社会がある。

- グループワークやワークショップの直接司会者、指導する者はファシリテーターと呼んでいますが、そういうことができる職員を部内、その施設の中で要請していくということが基本原則で、要するに一人の職員がいろんなことができるようにするということがです。限られた職員の中で、少年院の場合には教官ですけども、まさに専門官としての技量・技術を学んでもらい、それを学んで身につけた職員が少年たちを指導するシステムでやっていっています。どうしても部内の中で賄えない部分、あるいは外部の指導がどうしても必要な場合については外部の専門家の方に指導を仰ぐこともあります。主体はあくまでも職員がやるというシステムになっています。
- 家庭裁判所においても、調査官がファシリテーターを要請される対象になっており、毎年中央研修でこのファシリテーターの養成研修が行われています。そこにまず参加し、高裁単位の研修などで自分が身につけたそのファシリテーターの技能を試してみる機会も与えられています。また、持ち帰って自分が所属する庁で自分なりに、例えば調査官を相手にファシリテーターの技能を磨くとか、そのような自己訓練をしたりして、内部でファシリテーターを養成しています。
- 家庭の持っている力や社会の持っている力にかなり問題があって、再犯の少年がふえているのではないかという全般的な印象は持っている。少年院送致が6.4%ということで非常に低い数字だが、逆に、少年院に送られた子たちはある面では恵まれている。少年院であれだけ手厚い保護を受けられていることでは非常に恵まれているような印象がある。もちろん家裁でも処分が出るまで試験観察等のいろんな手立てをされているだろうが、不処分、審判不開始の場合はもちろん、保護観察の場合でも、実際にどれだけの保護が受けられているかちょっと心もとないんじゃないかと思っている。市民の一人として何とかしなきゃいけないと考えている。
 

再犯防止に本音をしゃべらせることが非常に大事だという指摘があったが、まさにそのとおりである。やっぱり問題はその家庭環境なり、あるいは社会、周りを取り巻く人にあると感じている。
- 先ほどから出ている言葉の中に、キーワードとして「感動」という言葉が出ている。これは非常に重要なことだと思う。「ああ、きょうはうまくいったな」と思う審判は大抵少年本人も両親も泣いている。泣くことで家族全員が一体感を持てる。ちゃんとお勤めしてこいよ、ちゃんとしてきたら引き受けるぞと、そういうことを親も言う。しかし、やはり本人が処分に納得しないと再犯率は下がらないと思う。いくら立派な施設、立派な教育をしたとしても、本人がどう感じてくれるか、本人がもうそろそろ悪は卒業しようというふうに感じたときに再犯がなくなる時であると思う。最近の非行の原因とか再犯の原因を考えると、まず親との関係、学校との関係、社会との関係に分けてみることができる。親との関係では、放任主義の親あるいは支配し過ぎる親、両極端の親がある。また、甘い、もうべたべたな親から厳し過ぎる、暴力を振るう親と両極端の親があって、中庸の親が減っているのではないか。また、格差社会も影響しているかもしれないが、親自身に自信がない。当然、子供も自信がない。自分を愛せない、自分を偉いと思ってない、とにかく自信がない子供がふえている。自分を愛して自分に自信があったら非行に走ることは

できないと思う。非行はある意味マイナスの評価がつくことになるが、自信があり、自分を愛している子は非行に走りにくい。それを何も考えずに非行に走るということはもう先が見えないというか、先をあきらめているというか、とにかく自分はいなくてもいい存在だというふうに思い込んでいる少年が多いのではないかと感じている。それから、学校との関係では、私たちの時代は先生は神様で、先生を殴るなんてとんでもない話で、これは非国民ぐらいに思っていた。ところが、今は、親は先生をぼろくそに言うし、子供も先生に手を出す。先生の質が低下しているかもしれないが、一生懸命やっている先生に手を上げるという感覚はわからない。親の質も落ちていると思う。経済的に払うことができるのに給食代を払わない親が多くいる。お金がなくて払えないのは、これはしょうがないと思うが、払えるのに「そんな何で払わなあかんのか。あほらしい」と言って払わない親が少なくないという結果を見て、愕然とした。社会についても、いわゆるおせっかいなおじさん、おばさんが減っている。

とにかく1つだけ頑張ってもよくなることはなく、社会も親も、それから裁判所も国家機関も少年院も相協力してよくなる以外にないと思う。